

# 福島第一原発事故避難者の研究（最終報告）

## 突然の追放、突然の富：福島原発貴族

トム・ギル

### 要旨

2011年の福島第一原発事故後、政府の命令により、原発付近の区域に住んでいた人々は強制的に避難させられた。県内外の避難先へと散り散りになり、彼らの共同体の多くは分断させられてしまった。それから数年間、行政と東京電力は区域によって大きく異なる額の賠償金を支払い、壊滅しなかった共同体にさらなる分断を引き起こしてきた。事故時、避難区域内に居住していた人々が多額の賠償金を受けた一方、避難区域外に居住していた人々はほとんど賠償金を得られなかった。避難区域内でも、2012年夏に定められた区分（帰還準備区域、居住制限区域、帰還困難区域）により、賠償金の額に大差が生じた。最も手厚く賠償が行われたのは帰還困難区域であり、この区域では、一世帯当たり一億円以上が支払われた例も珍しくない。本稿の研究対象である飯舘村長泥行政区においても同様の事態が生じた。しかし、突然裕福になった住民はその事実を隠さなければならない。富を誇示することは「成金」を蔑む日本文化に反するからである。まして故郷を失った人が賠償金を手にしたことで喜べば、故郷に対する一種の裏切りのように見受けられるし、多額の賠償金を手にしたことが知られるようになると「妬み差別」の対象になる。帰還困難区域の住民は故郷を失い、大金を手にし、そして妬み差別を受ける。一回恵まれて二回呪われたのである。

キーワード：福島、原発、大震災、故郷、強制避難者、賠償金、妬み差別

### 前書き：福島市の郊外のバーベキュー

2016年、晩夏、福島市の郊外。ある日の暖かい黄昏。夕焼けが薄れていたころ、俊介と妻の智子は康則の家に着いた。今夜、康則のうちのビニールハウスの間でバーベキューが行なわれる。智子はいやだったが、俊介は母親の和江も連れてきていた。伊達市にある素敵な新築の一軒家に3人で住んでいるが、智子の話によると和江の虐めのため日常生活は試練であるという。

私はすぐには合流できなかった。康則の家に残り、康則の妻である玲子と話していた。玲子はバーベキューに参加しないと決めていた。玲子はコンパなどに参加しないタイプである。旦那がまたしても酔っぱらってしまうきっかけだから。だから玲子に挨拶できるのはいまだけである。

家からハウスへは歩いて5分。でも和江は足が悪いので、普通には歩けない。私が康則の家を出たとき、息子の俊介はすでに100メートル先を歩いていて、智子は彼よりさらに100メートル先の、道路の逆サイドを歩いていた。家族3人がバラバラで、一言もなく、薄暮の農道を歩いていた。

片足を引きずる和江に追いつき、隣を歩くことにした。

「伊達の生活は楽しい？」

「楽しいわけない。友達がいないし、やることもない。」

足が痛いし、生活は寂しい。私は、義理の娘の智子のことを思った。彼女はおそらく、毎日こういった愚痴を聞かなければならないだろう。

ハウスにたどり着いた。ハウスは5つあり、ここで康則は生花を栽培している。広々した土地は10年間のリース、新品のビニールハウス5棟のほか、コンピューター制御のスプリンクラーや栄養配給パイプを備えたハイテク生花栽培システムは、全て飯館村耕作放棄地対策協議会に申し込んで無償で手に入れたものだ。これは被災者の経済活動を支援する福島県の公共事業である。康則によると全部で5千万円相当の設備だそう。それとは別に約1億5千万円の賠償金も貰っていて、ジェットバス・太陽光発電パネル・家庭菜園用土地5アール付きの7LDK中古一戸建てを現金で購入し、息子の新築一軒家も別に福島市で購入した。

康則と付き合って7年間になる。初めて会った時、妻と母と大人になった息子二人で長泥の古いガタガタの農家に暮らしていた。農機具のローン返済に常に苦しんでいて、昼間は型枠大工、朝晩と週末は農作業で、何とか生活していた。原発事故後、2ヶ月間温泉宿で避難生活を送り、その後2年間、福島市郊外の辺鄙な工業団地に作られた仮設住宅の狭い、画一的な2DKに暮らしていた。原発事故2周年の時、彼が東京電力と政府に対する怒りをあらわした文章がある。

「自分的には、〈日本の福島県の飯館村で原発事故による、特に放射線量が高い区域に帰還、帰村して東日本大震災、及び原発事故以前のように復活しました。〉ということの世界にアピールするための実証試験にしか思われなく、世界初の間人モット的な存在にされているのではないかと、現実的に思い始めています……一生怨みます。東電と国とこの事を推進した人物を！」

それからもう4年になる。今康則に気持ちを尋ねると、「宝くじに当たった気分だ」と笑って、自分のコップにウイスキーをバチャバチャと注ぐ。康則は一日一本ウイスキーを飲む。一日中ウイスキーを飲まずにいられない。今でこそ陽気で外向的だが、つい先日まで長く、深い鬱状態に陥っていた。鬱の時は、数か月間も、誰とも会いたくないという。2年間待っていたハウス栽培の企画承認が済んで敷地整備が始まったのは2016年の春だったが、その直後、また鬱の谷に入り込んだ。やっと自分を取り戻したのがバーベキューの数週間前だった。

完全に夜になった。みんなアーク灯の光でバーベキューの周りで肉をつまんでいる。友達6人、従兄一人、そして皆とちょっと離れたところに座り、楽しそうにお互いに喋りあうお婆ちゃ

んたち。康則の母と俊介の母和江である。

私が「来週、イギリスに行く」と智子に言うと、「私も連れて行って！」と思わず出し抜けに言い出す。実はこの少し前、彼女と俊介、それに康則と玲子をイギリスに誘っていた。夏休み、軽く1～2週間の海外旅行も悪くはないではないか。康則は仕事の都合で行けない、とすぐ断った。8月はお盆でお供えの花が欠かせない生花産業のピークシーズンである。一方俊介を誘った時、彼にはピンときていない感じだった。「折り返し電話します」とは言ったが、彼が電話してこないことは分かり切っていた。俊介は大工で、一回も海外に行ったことがない。

智子は別だ。彼女は行きたがっていたが、「でも無理だ」と言う。「彼女がいるから」。「彼女」とはもちろん姑のことだ。

### 放射能の恐怖で暮らす

大震災前、バーベキューのメンバーはみんな長泥という部落に暮らしていた。正式には、長泥は飯館村にある20行政区の一つである。飯館村は政府が設定した「原発から30キロ圏」の外だったため、すぐには避難の対象にならなかった。ところが南東か北西への風に乗った放射能ブルームは一直線に飯館村に向かった。特に飯館村の最南部の3行政区（比曾、長泥、蕨平）は原発に一番近い立地にあり、放射線量が特に高かった。政府がやっと避難区域を見直して飯館村を計画的避難区域に指定したのは、原発事故から40日間もたった2011年4月20日のことだった。それから避難実施まで、さらに40日間がかかったから、村民は80日間、不必要に放射能を空気・土・水から吸収することになってしまった。こういう背景もあり、康則は政府が村民を「モルモット扱い」したと言っていたのである。

2014年、京都大学の今中哲二（原子力工学）を中心とする研究チームは飯館村村民の健康状態から放射能の影響を図ろうとした。その結果、人口6132人中、2.3～17件の癌による死亡が増えると推測した（今中2014：328）。しかし今中も指摘するように、もともと日本人の3分の1ほどが癌で死ぬため、癌での死亡者数2000人が最終的に2002人になっても2017人になっても大きな差ではない可能性が高い。とはいえ、その差はゼロではないし、南部の長泥はよその行政区より死亡率が高いと思われるから、区民の心には将来の健康問題が発生するのではないかという心配が常にある。

今中の研究は概ね、世界保健機関などが行った調査の結果と合っている。「一番放射線量が高いところ以外は福島県内でも健康問題のリスクが低く、観察できる程度の癌発生率増加は見込まれない」（WHO、2013：8）。一番放射線量が高い場所でも、甲状腺などの癌のリスクの上昇は僅かではないというのは科学者のコンセンサスである。

しかし、扇情的なジャーナリズムにより、放射能の恐怖が煽られている。例えば上記の世界保健機関の報告が発表されたとき、『日刊ゲンダイ』の一面見出しは「福島乳児“ガン発症率9倍”」だった<sup>1</sup>。しかし、この記事をよく読むと「報告書は、避難地域に4ヶ月滞在し、事故当初の食材のみを食べ続けたと仮定するなど、最悪の想定の下での分析。その結果、最も放射線量の高い地域で1歳女児が16歳までに甲状腺がんになる可能性は、通常の0.004%から0.036%に増えると予測した。」となっている。しかし実際のところ一歳の女児が4ヶ月も一番線量の一

番高いところに住みつづけることはなかったし、一番線量の高い土地の食料品・飲料品を消費する人もいなかった。このデータで想定される女児など存在しない。存在したとしても、世界保健機関が「一番汚染された」とした浪江町の人口は約2万人である。約1.5%が1歳以下で、乳児は300人となり、その半分の150人が女児。150×0.004%は0.006件で150×0.036%は0.054件だから、「0件から0件」という上昇率である。しかも、それは福島県の一番汚染がきついとされる町の話なのに、見出しによると「福島（県全体？）は乳児ガン発症率9倍」。

このような無責任な報道は当然被災者たちに精神的なインパクトを与えた。とりわけ多く取り沙汰された「一番汚染された地域」の一つである長泥の区民は、早くから、そのスティグマを強く認識させられた。2012年6月から2017年3月まで、飯館村の20行政区は3つの区域に分けられていた。北部の4行政区は年20ミリシーベルト（mSv）以下の「避難解除準備区域」、中南部の15行政区は年20～50mSvの「居住制限区域」、そして長泥だけは年50mSv以上の「帰還困難区域」になった。2017年3月30日には、長泥区を除いた村全体が避難解除となった。その日、村内の会場では荘重な儀式が行われた。村民数百人が参加したが、長泥からは二人しか参加しなかった<sup>2</sup>。長泥だけは2022年まで避難命令が続く予定であるから、区民たちにとって避難解除の儀式は他人事である。不参加によって、自分の気持ちを公に出さずに日常生活を避難先で続けた。

### 賠償金が次第に入る

最初、東京電力からの賠償は断片的で不十分であったし（Feldman 2013）、申請書類は複雑で申請方法も分かりにくかった（Lerner and Tanzman 2014, p. 557）。しかし、弁護士と政治家から圧力を受けて次第に増え、今では、避難区域の住民に対する賠償金は相当な金額になっている（淡路他、2015年）。2018年6月8日現在、東電が支給した賠償金は総額8兆2034億円に上る。そのうち強制避難者への賠償は106万1千件の合計3兆570億円で平均288万円だが、自主避難者は130万8千件で3537億円、平均27万円だった。くわえて法人や個人事業主に対して支払われた賠償金は47万9千件の4兆6399億円で平均969万円だった（東京電力2018年）<sup>3</sup>。強制避難者の平均賠償金は自主避難者の約10倍だと分かる。

ちなみに、この数字は正式に個人・法人の要求に対して支給された「賠償金」と定義される金のみ当たる。これとは別に東電は強制避難区域の被災者に対して精神的損害への慰謝料も支給している。その金額は子供を含めて一人1ヶ月10万円である。帰還困難区域の住民は2回にわたり前もって計11年間分をもらっているから、4人家族は約5300万円、5人家族なら約6600万円をすでに受け取っていることになる。これに住居、農地、農機、失業などへの賠償金を足すと相当な金額になるだろう。原子力損害賠償紛争審査会のデータによると避難解除準備区域・居住制限区域の平均的4人世帯への賠償金・慰謝料合計は約1億1千万円で、帰還困難区域は1億5千万円である（近江2015年）。

ちなみに、今まで東京電力は一度も原発事故で出た放射能などによる身体的な損害を認めていない。あくまでも精神的損害への「慰謝料」と避難による経済的損害に対する賠償に限っている。

## 賠償金による人々の分断

賠償金・慰謝料の直接的な支給元は東京電力ではあるが、数兆円に上る政府の支援がなければとくに東電が破綻していただろう。よって賠償の事情は政府の政策に還元できる。その政策は地域により厳格であったり寛大であったり、全く一貫しておらず、その結果被災者の長期的な運命も地域によってだいぶ異なる。除本理史はこの現象を「不均等な復興」と呼ぶ（除本2015、除本と渡邊2015）。塩崎（2014）はより厳しく、「復興災害」と呼び、日野行介（2014年）は被災者支援制度全体を「欺瞞」と呼ぶ。しかし賠償金が被災者の多くにとって恩恵である一方、インパクトは不平等なため分裂をもたらすことがあるのは間違いない。ここでその不平等がもたらす分断を簡単に整理する。

まず一つ目は、被害の原因による分裂である。津波は「天災」で原発事故は「人災」と言われるように、前者には賠償金を払うべき人がいない一方、後者には原発を作った東京電力、原子力を長年推進した政府があった。それに原発事故は発生した場合、賠償する法律的な根拠があった。それは1961年の原子力損害賠償支援機構法である。それにあたる地震・津波などの災害に際しての賠償を定める法律はない。だからこそフェルドマンは言う：「こう言うのは可笑しいかもしれないが、ある意味では福島に住んでいて、原発が因であった人は3.11大震災で被災した多くの人のうちで一番「幸福」だと言えるかもしれない。」<sup>4</sup>

二つ目は人が住む場所による分裂である。ある日、政府が地図に線を引き、その内側を「避難区域」とした。線の中にいた人には、上記の通り、一人月10万円の精神損害への慰謝料が何年間も払われてきた。線の外にいた人は、たとえ線のすぐ近くに住んでいて放射線量は内側の人とほぼ同じであっても、ほとんど慰謝料を受け取れなかった<sup>5</sup>。例えば飯館の西部に隣接する月館（現、伊達市）である。月館の住民には一人8万円、18歳以下の子供と妊婦の場合は12万円という一括賠償金が支給された。飯館村の村民の1%にもならない金額である。福島市や郡山市、いわき市の住民の場合も一人8万円だった（ただし、18歳以下と妊婦は40万円）（大友2016：176頁）。

また避難区域の外に居住しながら、避難することを決意した人は「強制避難者」ではなく「自主避難者」（戸田2016）という扱いになった。この行政の政策によって二つの階級、いや、カーストとも呼べそうな集団が作り出されている。強制避難者は政府の命令に沿って、自主避難者はその命令に逆らって、家を出た。前者は善良な市民で同情されるが、後者は厄介な反乱者とされる。前者は潤沢に賠償されるが、後者は最低限でしか支援されない。

当局の自主避難者への態度は、2017年3～4月の記者会見で出た今村雅弘復興大臣（当時）のコメントでさらけ出された。「故郷を捨てるっていうのは簡単ですよ。そうじゃなくて（故郷に）戻って、とにかく頑張っていくんだ」（3月12日）。自主避難者を支援するのは政府の責任ではないかと聞かれて、「本人の責任でしょう。（不服なら）裁判でも何でもやればいじゃないか」（4月4日）<sup>6</sup>。今村大臣の発言を裏づける見解、つまり、自主避難者は無責任であり故郷への愛情に欠けていると同様の過失—という見解は他の政治家や一般市民も共有している。もっとも今村大臣ほどはっきりとその意見を表に出すことは滅多にないが。

三つ目は家族構成による分断である。子供3人がいる夫婦の場合、強制避難の精神的苦痛へ

の慰謝料はひと月あたり50万円に及ぶが、一人暮らしの人はわずかに10万円である。多くの場合、大人になって家庭を離れた子供もまだ住民票を移していなかったため、そのぶんの慰謝料も受け取ることができた。このような些細な公的手続きの不備が、震災後に突然絶大な経済的意味を持つことになった。

四つ目は震災前の財産の違いによる分断であった。住居と土地に対する東京電力の賠償金は住居の資産価値と土地の面積によって決められた<sup>7</sup>。比較的大きな新築の家に広い土地を持っていた強制避難者は、小さな古い家<sup>8</sup>と狭い土地しか持っていない人よりはるかに多額の賠償金を受け取った。一方賃貸住宅に暮らしていた人はこういった賠償金を一切受け取れなかった(除本2013年)。このように東京電力の賠償政策は同じ共同体に暮らしていた既存の家庭間の不平等をさらに拡大することになった。

五つ目は働く人と働かない人の間の分断である。東京電力は失業に対して賠償金を払う。震災後もかろうじて仕事を維持できた人はこういった賠償金を受け取れなかったし、再就職ができた人はこの賠償金を受け取る権利を失った。当事者の話によると、このせいで、あまり就職活動に努力せず、失業状態を維持して賠償金を受け取り続けることを選択した人が少なくないという。「仕事がない人がある人よりかわいそうだと思われていて、もっと手厚く賠償されている。」仕事をずっと維持していた当事者が言った。「俺たちよりお金と時間があって、それを競馬、パチンコと酒に使っている。」<sup>9</sup>

6つ目は強制避難区域内の区別による不平等である。東京電力は2011年6月の段階で年間50mSvの空中放射能がある長泥(帰還困難区域)と他の区域(20mSvから50mSvの居住制限区域と20mSv以下の避難解除準備区域)の間に区別をつけた。最初の1年間、一人あたり月10万円の慰謝料を強制避難者全員に支給し、2012年には、5年分にあたる一人当たり600万円をまとめて支給した。しかしその後、2015年に、帰還困難区域の人にだけ、さらに6年分にあたる一人当たり700万円を支給した。それと別に仮設住宅に住んでいる人は家賃無料であり、「みなし仮設」とされる、震災後借りた民間住宅に暮らしている人は月9万円まで家賃が県によって補助されていたが、帰還困難区域以外の地域のほとんどは2017年3月末までに避難解除になり、この家賃に対する補助金は打ち切られた。それに上記の家屋への賠償金も帰還困難区域の場合は全額支給されたが、他の区域はその一部しか受け取れなかった。その賠償金の割合は、事故から6年経ったら帰還するという前提で計算されたものだったのだ。ところが、地方行政と学者による調査および、より早く避難解除になった地域の実践からいうと、近い将来ふるさとに戻る被災者は全体のごくわずかな少数派だと思われる。大半の被災者は避難を続け、ただ賠償金を受け取れなくなるのだ。

2017年3月末、帰還準備区域と居住制限区域のほとんどは避難解除となり、無料の仮設住宅の提供や「みなし仮設」の家賃補助(月9万円まで)も打ち切られたし、精神的ストレスへの慰謝料はその1年後に打ち切られた。その1年の間にふるさとに戻らなかった人は、強制避難者から「無責任な」自主避難者となった(堀川2017年74頁参照)。

区域を問わず戻る人が少ない中、帰還困難区域の人だけはより長く賠償金を受け取ることができる。当然これに対して難しい気持ちが残る。結果として長泥の住民は、より放射線量が低

い地区の人々により同情されることなく妬まれることになる。

## 亡命生活

この様々な不平等の結果として、「亡命原発貴族」が生み出された。つまり避難区域、特に帰還困難区域の人は、先祖から受け継いだふるさとから無理やり追い出されたと同時に相当な富を手にした。その大半が現在、福島市をはじめとする都市部に暮らしており、伊達市や南相馬市にも数多く暮らしている。飯館の被災者はたいして遠くまで逃げたわけではない。しかし、自主避難者の多くは、強制避難者が避難先にした都市から逃げた<sup>10</sup>。このことからいえるのは、怒りや不満があるにしる、強制避難者の多くは、炉心溶融した原発から30キロ圏外であれば安全であるという政府の路線を受け入れているということである。福島県民の圧倒的多数の人も同様であり、政府を信じていたか、それとも信じていなくても親戚の近くに暮らしたい、仕事場の近くにいたいなど、現実的な理由を優先し、放射能への恐怖があっても避難しなかった。避難区域外から避難した自主避難者は人口のごく少数派であった。著者が知り合った強制避難者は、食品の安全性を特に心配しておらず、平気で子供を外で遊ばせ、ライハーが取り上げる市民の放射能測定活動（Reiher 2017年）にも参加していない。飯館からの避難者たちの多くは村に配布された放射能測定器を携帯していないし、反原発のデモや集会にも参加していない。ただ静かに生活しているだけである。

亡命中の原発貴族の生活はどのようなものか。ここ7年間で人生が2回もひっくり返された。まず突然の亡命、それに突然の富。それで裕福になったとしても、人前で喜びをあらわしてはいけないと痛感している。そうしてしまうと文化的な常識であるふるさとへの愛情、その喪失への哀愁というステレオタイプに反することになってしまう。と同時に、避難先の共同体の立腹をあおる。避難者たちの行動の動機はすべて金欲しさだとよく疑われることがある。飯館村長の菅野典雄でさえ、ふるさとへ帰ろうとしないのは賠償金を優先的に考えているのではないかと、長泥住民を非難したことが2、3回ある。ほかにも、賠償金を求める住民への村長の偏狭な態度が問題になったことがある。例えば、長泥の隣の行政区である蕨平は居住制限区域であったが、2014年蕨平の区長である志賀三男が裁判外紛争解決手続き（ADR）に対し、放射線量が高くて区民の生活が大いに乱れたため、長泥と同じ形で賠償してほしいと申し出たとき、菅野村長は2014年3月、東京電力に手紙を送り、蕨平に対して賠償金を増やさないように求めた。これに対して志賀区長は怒り、菅野村長は「誤解を招いてしまった」と正式な謝罪をせざるを得なかった<sup>11</sup>。村長のこのような言動の多くから、賠償金は控えめでも、なるべく村民が皆同じ金額を受け取るべきだと考えているとわかる。村民間の分裂を恐れていると同時に、賠償金を多く受け取れば避難先で家を購入してしまい村に戻らないことを意識していると思われる。

スリーマイルアイランドの原発事故（Baum et al. 1983年）、またはディープウォーターホライズン、メキシコ湾原油流出事故（Mayer et al. 2015年）の前例を見ると、特に高額な賠償金に関わっている場合、被害者への同情が早く妬みに変化することがあると分かる。チェルノブイリ原発事故に関しては、賠償金はそれほど高くはなかったが、特定の被害者だけが住居やへ

ルケアの特権を受けたことに対して、やはり妬みや恨みがあった (Petryna 2003年)。このような恨み、あるいは妬み差別があるがために、当事者は自分が避難者であることを秘密にすることがある。

特に人災の場合はこういった感情的な問題が発生しやすい。「自然災害の場合は復興に際して共同体の団結がもたらされることがあると証明されているが、…人工テクノロジーによる災害は充実した復興作業の責任に関して、被害者を社会的・政治的・法律的な紛争の渦中に置いてしまう。その結果、テクノロジーの災害被害者は、友達や近所の人の日常会話に不満・責任・不安の物語が出てしまい、当局に対し、またお互いに対して、疑い深くなり皮肉になることがある」(Mayer et al. 2015年、371頁、ギル訳)。炉心溶融した福島第一原発の周辺に発生している人間関係の問題はまさにその通りである。

長泥の区民の問題意識については新潟県立大学の山中知彦が定期的に行っている調査で把握できる。2017年3月発表された調査において、長泥区民が気にしている項目は(1)「長泥の家と土地をどうやって維持するか」(45%)、(2)「これからどうやって生きるか」(26%)、(3)「自分と家族の健康」(23%)である。面白いことに「長泥に帰るかどうかが決めること」を選んだのはたった3%だった。3年前、2013年9月におこなった山中の調査では25%だった。その3年の間ですでに多くの区民が決断をくださったということを物語る。そのほとんどが「帰らない」という決断だった<sup>12</sup>。

どういう条件で長泥に帰るかという質問に対して、46%があっさりと「たぶん一生帰らない」と答えた。18%は「空中放射線量が年間1mSvまで下がれば帰る」と言い、11%は「5mSv以下になれば帰る」と言い、「政府が定めている20mSv以下で帰る」と答えたのはたった3%であった。そのほか19%が「政府や有識者が安全であると宣言したら帰る」と答えた。この数字は山中の2013年の前の調査とほとんど変わっていない。放射線量が年間5mSvまで下がるにも長い時間がかかるし、1mSvまで下がるには数十年間かかる。行政区としては、2022年まで避難解除にならない予定であることから考えると、長泥からの避難者たちのほとんどは一生ふるさとに戻ることがないと結論づけることができる。長泥の区民と研究者が共同で出版した本のタイトルを引用すれば、これは『もどれない故郷ながどろ』である(長泥2016年)。

しかし、帰還困難区域を除染しないという政府の路線に関してヒアリングがおこなわれると、回答者の74%が飯舘村のよその19行政区と同じように長泥も除染してほしいと答えた。原発事故の数年前に長泥に移住した石井俊一が、この調査の結果に対して書いた意見書で指摘するように、多くの回答者は長泥に戻るつもりがないのに行政区を除染してほしいと考えている。石井の意見では、これは矛盾である。

ふるさとに対する住民の感情の複雑さが、山中の調査の自由コメントから垣間見ることができる。重大な資料なので、2件を長く引用する。

50代男性：

「自宅、農地どちらも山の中なので、除染の効果はどうなるか難しいところ。農地



も基盤整備できないところのため、条件が悪く、今後復活させて再開は事実上難しい。帰ったところで、農業もできず、山の恵みも飲食できない<sup>13</sup>。ただ寝るだけの場所になってしまう（寝るだけでは帰る意味もない）。このため、帰りたくても帰れない。家も農地も今のところ手が出せない。仕方ないから、村外に暮らして、時々帰って、荒れていく自分の土地を見て行こうと思っているが、水が出なくなり、風雨のたびに道路もこわれる、心配がつきない。帰る人、帰らない人にいろいろ支援を検討されているが、時々見に帰る人には何も該当しないのが悔しい。例えば、井戸ほり支援や、道路の舗装など、どちらも帰る人だけが対象（帰らないではなく帰れない人は見捨てるのか）。帰れないが、ちよくちよく帰って見回りたい人もいるのだ。当然水も道路も必要（まあ、自費で全部やればいいのだが）。なんか、時々帰る気持ちをけずりとられる気分だし、帰ってくるなど村や国から言われているみたいに感じてしまう。とにかく、単純に、長泥の自宅近辺を見守り続けたいだけなのだが、何かうまくいかないみたいですね。」

ふるさとへの愛情と、除染しきれなかった放射能で昔の生活は不可能だという意識の間で葛藤しているこの男性は、なんとか「帰る」と「帰らない」の間に妥協を求める。一つの段落に「帰る」という動詞が15回も出ている。長泥の年配者の多くが、彼がここで描写するような生活をしている。なるべく頻繁に部落を訪問し草刈をして、家屋の手入れをして、将来の帰還へのあいまいな希望とふるさとを放棄したくない気持ちが常にある。長泥に行くところという人の家は探しやすい。ほろほろに荒れた家と草ぼうぼうになっている庭の間に、綺麗に手入れされた家屋と庭がひととき目をひく。

もう一人の50代の男性はこう書く

「私は農家の四代目です。昔からのならわしで長男が後継するという、時代に錯誤した農家独特の後継方式で自分の時代まで先祖達が築き上げた資産を守り受け継いできました。自営では生活が成り立たなくなり、兼業農家で平日は地元の工務店で型枠工事職人、朝晩と休日で農家を営んでいました。決して余裕のある生活ではありませんでしたが、我が長泥行政区ではそれが一般的であり、あたり前の生活でした。明治、大正、昭和、平成の四時代を受け継いできた故郷を後生に引き継ぐのが私の宿命であるのは当然であり、生涯その事態を考え続けることになると思います。たとえば、飛ばし後継でもいい！私が次世代の人間として生まれたならDNAを継続していかなければならないので、故郷を守り続けていかなければならないと考えております。命のある限り故郷を維持するつもりはありますが、限界はきます。やっぱり生まれ変わって維持したいと思います。」

ふるさとを放棄する苦悩がこの複雑な非現実的なコメントではっきりと見られる。次の世代に生まれ変わりたいというのは、長泥の放射線量が将来下がり農業がまた可能になったときに

生きていたいという欲望の表れではないか。

### 戻っても戻らなくても人間関係を保つ

山中の調査に対するコメントの多くは、以上に引用したものより簡単であり、政府に部落を除染してもらい、またそこで生活できるようにしてほしいということが多い。ところが実際には長泥の区民の除染に対するアプローチは全く単純ではない。2014年の夏、菅野村長が長泥行政区の執行部に対し、飯舘のよその19行政区同様に長泥を除染するように政府に対して請願するように正式に提案した。これに対して長泥の5つある組の全てが懇談会を行ったうえで、臨時総会を行い、その結果を、菅野村長に意見書として送った。その内容は、除染に関する決定は政府に委ね政策の変化を求めないというものだった。その政策とは、帰還困難区域（公民館や墓地の例外的な場所以外）の除染を延期して、除染の時期を定めないものである。つまり長泥行政区は実質的に「当分除染しなくていい」という意見を表明したのだ。

この意見書の内容を確認した臨時総会では、村長を支持して早めに長泥を除染してもらいたいという声もあったが、どうせよその行政区に追いつく希望がないから急がなくていいという声もあった。それに長泥をより早く避難解除させることは、賠償金の打ち切りにつながるから反対であるという声もあった<sup>14</sup>。最終的にこの思惑が決定的だったと思う。どんなにふるさとを愛していても、大型地方都市の便利な生活と賠償金による中流階級の生活水準は、孤独な部落に戻るよりずっと魅力的であった。それに、政府が定める20mSvの安全水準と区民が認める1～5mSvの水準の差が大きいため、除染がなされたところで区民が納得する放射線量になることはあり得ない。

ところが、2017年2月、大きな変化があった。長泥区長である鳴原良友が村に要請書を提出した。憤りの前書きで始まる。

*長泥地区は除染対象外の山や森林に囲まれた地勢にあることを認識しているのか  
除染効果が低かった場合、帰還して事業再開することは困難ではないか  
後継者がいないまま帰還した住民は、高齢化が進み何もできなくなるのではないか  
村から長泥地区だけ除かれているのは不公平ではないか*

そのあと、七つの要請が続くが、その一番目は

*ふるさとである「長泥」に住民が帰還して「生きがい」を取り戻すために、村内でのこれまでの経験・実績に基づく「までのいな除染」を早期に実施・完了すること<sup>15</sup>。*

これには驚かされた。2014年9月、除染を要求することを却下した長泥行政区が、今度は速やかな除染を強く要求した。その変化の理由を区民に聞くと様々な答えがあった。(1) 2017年3月末で他の19行政区は避難解除してまた住めるようになる見込みが立ち、長泥は取り残さ

れているという強い意識につながった。(2) 事故から6年間に既に経過し、これ以上賠償金を受け取る見込みがあまりない。(3) 帰還を強く要求していたのは少数派だったが、他の19行政区の避難解除によって、彼らの影響力が強くなった。

どちらも行政区の執行部が作成した、この2つのお互いに矛盾する書類が、長泥区民の混乱と葛藤を物語る。

戻るか、戻らないか？年が経過するうちに「ふるさとを出る」ことが実はかなり複雑なことであると分かるようになった。今現在、誰も長泥に住んでいないが、当事者のほとんどが、現在住んでいるところを「自宅」ではなく「避難先」と呼ぶし、もう7年間以上も暮らしておらず、戻る当てもないのに、住民票も長泥に置いたままにしている。これは、福島県が住居証明書、実質的に第二住民票である書類を避難者に配布し、避難元と別に避難先に法的な地位を与えているためだ。たとえ紙だけであっても、長泥と法的な関係を保つことを精神的な支えとする人が多い。と同時に法的なメリットもある。長泥の区民であることが条件の賠償金の権利を失わないですむからだ。

ふるさととの関係を維持するもうひとつ大事な習慣は、先祖の墓地を保つことである。長泥に2つの墓地があり、両方とも特別に除染されている。部落全体が除染されなくても墓地は特例であることが、関係者全員に認識されているのだ。行政により墓地とその周辺が除染されているほか、長泥の区民が定期的に作業隊を編成して年4回掃除を行っている。長泥を担当する善応寺の住職である草野周一によると、大震災から4年間の段階で墓を避難先に移した家は、長泥行政区の71世帯のうちたった2世帯しかなかったという。両家とも、家族はすでに避難先への永住を決定しており、3世代家族の年長世代の一人が死亡した段階で、墓を移すことを決断した。墓地を移すことはかなりの作業である。地元の当局に改葬認可証を取らなければならず、特殊な仏教の儀礼も行う必要がある。しかも長泥の場合、比較的最近まで土葬していたため、多くの墓地では地下2メートルにまで棺桶が残っている。

それでも、2017年に入ると長泥の4つの家庭が組んで、福島市の墓地で土地を購入し、まとめて改葬に踏み切った。この動きは、ふるさととの断絶の意味が濃く、長泥離れが新しい段階に移ったという意味があるのかもしれない。

これに対し、墓地に新しい区画を購入するなど、長泥の墓地に愛着を持っている家庭も少なくない<sup>16</sup>。著者と話した当事者の多くが、絶対に先祖のお墓を長泥から移さないと決意していると語り、自分が将来亡くなったら長泥の墓地に入りたいと言っていた。これにより、たとえ将来ほとんど誰も長泥に暮らさなくても、いわばネクロポリスという遺体の部落として存在し続けるかもしれない。

### 放射能差別と妬み差別

原発事故直後、放射能で汚染されているとされる福島県民に対する差別の報道が数多くあった。福島県民の宿泊を拒否するホテル、福島県民を乗せないタクシー、福島ナンバープレートの車に燃料を入れないガソリンスタンド、「菌」や「ばい菌」と呼ばれて虐められる福島県民から避難した子供たち、突然破棄された福島県民との婚約など。福島県内に避難していた長泥の

人々もこういった差別と出会うことがあった。例えば区長は飯舘の近くの町の工場で仕事していたが、毎朝出勤すると、仲間に「放射能が来たぞ」と言われたという（ギル2013年、219頁）。同じ福島県民でも放射線量が比較的に低い場所の人たちによる高い場所の人への差別は、日本人対福島県民の差別と同じ構造である。ところが時間が経つにつれて、この「放射能差別」が減りつつあり、代わりに出てきたのが「妬み差別」である（Yotsumoto and Takekawa 2016:259-260）。時により放射能差別と妬み差別が合流することもある。例えば2016年、全国に報道されたいじめ事件では、福島県から横浜市に避難した男子生徒が再三「ばい菌」と呼ばれた上、「賠償金で金持ちだろう」と言われて、仲間の遊園地やゲームセンターでの遊興費を合計約150万円も払わされた<sup>17</sup>。

この差別の変化は長泥の区民との会話にも感じ取れる。最近では、放射能の健康への被害の話があまり出なくなり、むしろ賠償金で裕福になったことに対して、近所の人にどう思われるかを気にしている。避難先だけでなく、飯舘村の他所の行政区からも妬まれているという区民がいる。

「語尾とか雰囲気に分かるんだ。（賠償金もらえて家が再建できて）酒の席で、言ってくる人もいる」「『遊ぶな、騒ぐな』と書かれた紙が郵便受けに入れられていることもあった」（加地2016：14）。

福島市の南部にある松川町でも妬み差別の事件があった。新しい一戸建ての高級住宅地が建設され、入居した原発被災者が現金で物件を購入したため、大きなローンを組まなければならなかった他の入居者たちに嫌われたという。当事者に聞いた話では、この住宅地の中の人間関係は今でも難しいようだ。あるいは福島市の鳥渡地区に住み着いた方が警備会社の警報器を新築の家に付けたところ、すぐさま「金持ちな避難者ではないか」という噂が広まった<sup>18</sup>。

福島県内では避難者の贅沢行動の噂が常に飛び交っている。高級車を購入する、毎日酒を飲んで酔っ払っている、常にパチンコに金をつぎ込んでいる、ホステスに贅沢なチップをあげる、地元の風俗産業のお得意様になっている、若いツバメを囲っている女性がいるなど、週刊誌の定番にもなっている（週刊新潮2015年参照）。こういう噂には嘘や誇張が混ざっているが、当事者に聞くと必ずステレオタイプに一致するケースを知っているという。これから飯舘村出身のBさんの話を引用する：

T：賠償金たくさんもらったとされて差別されるケースが多いですか？

B：あるよ、たくさん。

T：どのような話を聞きますか？

B：わかるでしょう、〇〇さんが土地をたくさん買って立派な家を作った。「あいつ金いっぱいあるな。」だいたいやきもちだよ。妬み。そうだよ…。あいつらは土地があるよ、俺たちよりいっぱい金があるよ（笑い）。仕事がないし、働いてない。

T：なるほど。贅沢な生活しているという感じ？

B：贅沢だよ。パチンコ、競馬、酒。

T：でもそれはあまりに典型的すぎるんじゃないの？本当にたくさんの人がそういう生活している？

B：まあ、もちろん、みんなそうだというわけではないけど。

T：マスターは毎日パチンコしている人知ってる？

B：もちろん。いっぱいいるよ。彼らに言うよ、「今はこれでよしとしても将来はどうだ？何かやってよ。仕事を探せよ。このままだとおまえの金は3年間ももたないぞ。」(笑い)。それは心配だよ<sup>19</sup>。

福島原発事故は前代未聞だとよく言われるが、実は賠償金の生活に与えたインパクトについては、ダム建設で水没した共同体がある程度前例になる。飯館村でも、村の北東にある大倉行政区で、真野ダムの建設が1970年代に始まり1991年に完成した。ダム建設により数百軒の家がダムの底に沈み、その住民は相当な額の賠償金を受け取った。ところが賠償は現金ではなく、住宅を購入する際の補助金として支給されたため、賠償金を全額受け取るべく、彼らは大きくて贅沢な家を建てた。ところが収入は上がらず、月12万円程度が多かったと当事者が言う。結果として贅沢な家の固定資産税が収入の大きな割合を占めてしまい、破産する人もいたそうである。

原発避難者は真野ダムの話をよく口にする。彼らも住居を買うための枠が設定されている。ある人はあえて比較的安い住宅を購入し固定資産税の問題を避けようとし、ある人は、比較的安い家を2軒購入し、その一つを大人になった息子とその家族に与えて、固定資産税の負担も分けている。第三者に貸し出す物件を購入した人もいる。強制避難者は住居を購入して最初の5年間は固定資産税が免除されるが、そのあと真野ダムのような問題が発生するではないかと心配する人もいる。当事者の一人によると、既に2016年の段階で飯館村の村民の一人が家を購入し、残った賠償金をパチンコにつぎ込んだ末、村役場に行って、金がないから助けてほしいと言ったそうである<sup>20</sup>。

### 年よりの寂しさ

辻内琢也が福島原発被災者の精神的な問題に関して豊富に研究を行っている（Tsujiuchi et al. 2016年）。飯館村に関しては黒田その他（Kuroda et al. 2017年）が珍しい大規模な疫学調査を行って、原発事故前後65歳以上であった老人の鬱傾向を検証している。2010年の調査では、回答者の30.7%に鬱傾向があった（1227名の回答者のうち392名）。2013年に行われた再調査は震災前に鬱傾向がなかった人にも適用されて、その回答者の37.2%が2013年現在で鬱傾向になっていたという結果を出した（Kuroda et al. 2017：3）。これは原発事故から約2年の間に65歳以上の飯館村民43.2%が鬱傾向を経験したという計算になる。2013年の段階では、行政と東京電力の賠償政策がまだ完全に実行されていなかったが、賠償金だけでこういった大幅な鬱傾向を治せるとは到底思えない。

高齢の村民の精神的健康を損なう大きな要素は、避難した家族がばらばらになったことであ

る。震災前は3世代家庭に暮らしていた人が多いが、仮設住宅やみなし仮設住宅は3世代が同居するには狭く、高齢の村民が子供と孫と離れて、別の仮設住宅に住むことが多かった。2018年の段階では、まだまだ福島県に点在する仮設住宅に暮らしており、最後にどこに住むかはまだ未定である場合が多い。下の世代が家を購入して引っ越しても、老人世代は同居せず仮設住宅に残るケースが多い。

康則の母親は息子家族が大きな家に引っ越しても2年間仮設住宅に残ったが、2016年の春になってやっと息子家族と合流した。当初2年間のみといわれた仮設住宅は2019年の3月末まで閉鎖されないことになったが、規模は徐々に縮小して高齢者だけが残っている。

老人が仮設住宅に残る理由は様々ある。一部は、ふるさとに戻る夢を捨てずに、何年間経っても今の生活を一時的なものと考えている。家族と一緒に暮らせない老人は、仮設住宅は無料であることが嬉しく、家賃を払ったり住宅ローンを返済したりする気がない。またはデリケートな点ではあるが、賠償金は世帯主（3世代家庭の場合は長男のことが多い）にまとめて支給されたため、自分の賠償金を手にしていない可能性もある。

賠償金の直接的な結果としてばらばらになった家族もある。格安な公的老人ホームが不足しており、私立老人ホームがとても高いことは多くの老人が子供と孫と暮らし続ける原因のひとつであった。今では、多くの長泥の家族が突然高額なケア費用を払えるようになったため、震災前に一緒に暮らしていた高齢の親を私立老人ホームに入れている<sup>21</sup>。若い世代の側が、別の家を購入したり、老人ホームのケア代を払ったりするなど、親と離れることに積極的だったケースもあるが、年寄の方が子供と離れたがるケースもあった。理由はさまざま、表には出さない家庭の事情はそれぞれ異なるだろう。しかし言えるのは、筆者に対して、年寄の両親と離れることの悲しさを表現する当事者が少なかったことである。大半は3世代家庭から逃げたことにはっとしていたようだった。

## 結論

長泥の人々は一度呪われ、そして恵まれ、また呪われた。故郷を失う呪い、突然な富という恵み、そしてその富が妬みと差別にまた呪われた。康則の5つの大きなガラスハウスの間で赤く輝くバーベキューの残り火。それが映る長泥の友達顔を見ながら、以上の考えが頭に浮かんできた。笑っている康則と俊介の顔に内的葛藤がある。二人とも鬱と戦って自殺を図ったことがある。彼らの母親、二人のおばあちゃんは男たちから少し離れた暗闇で小声で話をしている。俊介の妻はイギリスに逃げたいと冗談半分で言う。これらのことが楽しい社交的な集いに不安な雰囲気漂わせていた。

皮肉にも大型な賠償金が長泥の運命を決定づけたことになった。部落の73家世帯60家庭以上が賠償金を使って福島県のよその市町村に新しい家を買った。新しい人生を始めた彼らのほとんどは、二度と長泥に戻らない。すでに一部の区民は政府に土地を買い上げてもらい、放射性廃棄物の仮置き場にしてもらいたいと言う。そうすれば、せめて長泥の土地は活用され続ける。ただし、部落はもう終わりだと認めることにもなるし、長泥の人たちに更に経済的な恩恵をもたらすこととなるが、妬み差別を更に助長させるだろう。

長泥はまだ共同体として存在している。回数も人数も減りつつあるが、区長が時々食事を兼ねた小さな集いを主催しているし、毎年秋、飯坂温泉で懇親会を兼ねた研修を行っている。区民みんながどこに住んでいるか、何をやっているかをお互い把握しているが、大多数は長泥に帰ることはない。共同体は次第に散り散りになって消えるだろう。2016年、著者を含む委員会は『もどれない故郷ながどろ』（長泥2016年）を出版した。そのタイトルの通りである。今日も長泥は人の気配のない陸上の無人島である。一方、原発亡命者はふるさとを否応なく売られた人々として特殊な精神状態に陥り、おそらくそこから脱出することは難しいだろう。

#### 〈注〉

- 1 日刊ゲンダイ、2013年3月1日、1頁。この記事はここで見られる：<http://www.asyura2.com/13/genpatu30/msg/495.html>
- 2 その日、私もいた。長泥の区長と副区長だけが参加した。
- 3 この数字は要注意である。例えば2012年のピークでも避難者は約15万人だったのに対し個人賠償件数は強制・自主合わせて223万件だから、一人の人が何件もの賠償を受けたのは明らかである。
- 4 「変な話かもしれないが、福島周辺に暮らして法律的に損害は原発事故によるものであるとされた人々はたぶん3.11の大震災の余波で苦しんだ、そして今でも苦しんでいる多くの人の中の一歩「幸福」だったかもしれない」(Feldman 2015, p. 133)、著者訳。
- 5 皮肉にも精神的被害の補償である「慰謝料」は一定程度の放射能が測定される場所の居住者へのみで支給される。しかし精神的なストレスは放射線量と直接な関係はない。つまり、東電は放射能の医学的な被害の存在を認めないが、それがあるかのように慰謝料を決めている。
- 6 今村大臣は別の記者会見でも震災の被害のコストについて話した上で「これがまだ東北で、あっちの方だったからよかった。」(つまり首都圏ではなくよかった)とまた失言し、辞任を強いられた(毎日新聞、2017年4月26日)。<https://mainichi.jp/articles/20170426/k00/00m/040/097000c> 2018年6月15日アクセス。
- 7 スクリヤーが浪江の住民である老女に皮肉な話を聞いた。彼女は原発の強制避難地域に暮らしていたが、家屋は津波によって流されてしまった。津波は東京電力の責任ではないため、東京電力は彼女に家屋に対する賠償金の支払いを断った。近所に住んでいた人の家は残ったので東京電力から賠償金を受け取った。(スクリヤー個人連絡2017年9月21日)
- 8 新築の家屋は標準価格の100%で賠償されたが、築48年以上の家屋は20%しか賠償されなかった。(除本2013年83頁)
- 9 フィールドノート、2016年8月11日。
- 10 例えば堀川(2017年)は福島市と隣の伊達市から福島県外まで避難した自主避難者を取り上げる。
- 11 「飯館村長、蔵平住民に謝罪：原発事故賠償ADRと村要求食い違い」。福島民友2014年6月30日、オンライン版
- 12 このアンケート調査は長泥の家庭81軒に送られ65軒から回答を得たもので信ぴょう性が高い。その前の調査は2013年9月に行われ、72軒から回答があった。実は震災前、長泥に暮らしていたのは71世帯だけだったが、分裂した家庭がかなりあったため世帯の総数が増えた。
- 13 こういう問題に関して詳しいのは金子である(Kaneko 2017)。
- 14 行政区の区民からの私信、2017年6月15日。匿名希望。
- 15 飯館村に対する要請書。平成29年2月17日付。
- 16 飯館村飯樋行政区にある善応寺の住職、草野周一、とのインタビュー(2015年3月18日)。
- 17 朝日新聞、2016年11月16日。<http://www.asahi.com/articles/ASJCH5GJYJCHULOB02P.html>
- 18 フィールドノート2016年8月11日。
- 19 フィールドノート、2016年8月10日。
- 20 フィールドノート、2016年8月11日。
- 21 フィールドノート、2017年3月13日。

#### 〈参考文献〉

- 淡路剛久、吉村良一、除本理史 2015『福島原発事故賠償の研究』。日本評論社。
- 今中哲二 2014年「飯館村住民の初期外部被ばく量の見積もり」『科学』84巻3号322～332頁。
- 大江紀洋 2015年「原発賠償 格差が福島の人々を曇らせる」産経ニュース(オンライン)、5月3日。<http://www.sankei.com/premium/news/150503/prm1505030022-n1.html>、2018年6月15日アクセス。
- 大友信勝 2016年「自主避難者への社会的支援」戸田典樹編、『福島原発事故：漂流する自主避難者たち』明石書店
- 加地さやか 2016年「危機に立つ住民主体の村作り——飯館村における〈復興〉計画と〈村民の復興〉の乖離」早稲田大学の卒業論文。
- ギル、トム 2013年「場所と人間の関係が絶たれるとき——福島第一原発事故と「故郷」の意味」『東日本大震災の人類学——津波、原発事故と被災者たちの「その後」』トム・ギル、ブリギッテ・シテガ、デビッド・スレイター 編、京都：

- 人文書院、201～237頁。
- 塩崎 賢明 2014年『復興〈災害〉——阪神淡路大震災と東日本大震災』 岩波書店。
- 週刊新潮 2015年「原発保証金ジャブジャブの日常的荒廃」(4パートシリーズ、URLはパート1。 <https://www.dailyshincho.jp/article/2015/03240640/?all=1> 2018年6月15日アクセス。
- 除本 理史 2013年「福島原発事故における不動産賠償」『都市住宅学』81号、82～85頁。
- 除本理史 2015年「福島原発事故における〈不均等な復興〉——復興政策と被害者の〈分断〉について」『環境経済政策研究』8(2)51-54頁。
- 除本理史と渡辺淑彦 2015年『原発災害はなぜ不均等な復興をもたらすのか——福島事故から「人間の復興」、地域再生へ』 ミネルヴァ書房。
- 東京電力 2017年「賠償金の支払い状況」[http://www.tepco.co.jp/fukushima\\_hq/compensation/results/index-j.html](http://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/results/index-j.html), 2018年6月15日アクセス。
- 戸田典樹(編) 2016年『福島原発事故：漂流する自主避難者たち』 明石書店
- 長泥記録編集委員会 2016年『もどれない故郷なごどろ——飯館村帰還困難区域の記憶』 芙蓉書房出版。
- 長泥行政区 2014年「意見書」9月29日。未出版。
- 長泥行政区 2017年「要請書」2月17日。未出版。
- 野口道彦 n.d.「ねたみ差別意識」『部落問題人権辞典』  
<http://www.blhri.org/old/jiten/index.php?%A1%F6%A4%CD%A4%BF%A4%DF%BA%B9%CA%CC%B0%D5%BC%B1>  
2018年6月15日アクセス
- 日野行介 2014年『福島原発事故——被災者支援策の欺瞞』 岩波書店。
- 山中知彦 2017年「飯館村長泥行政区アンケート調査結果」『まげねえど長泥』32号1～3頁。
- Baum, A., R. Fleming and J. E. Singer. 1983. 'Coping with Victimization by Technological Disaster.' *Journal of Social Issues* 39(2):117-138.
- Feldman, E. A., 2013. 'Fukushima: Catastrophe, Compensation, and Justice in Japan.' *DePaul Law Review* 62 (2), 335-355.
- Feldman, E. A., 2015. 'Compensating the Victims of Japan's Fukushima Disaster.' *Asian-Pacific Law & Policy Journal* 16 (2), 127-157.
- Horikawa, N., 2017. 'Displacement and hope after adversity: narratives of evacuees following the Fukushima nuclear accident.' In Yamakawa, Mitsuo and Daisaku Yamamoto, *Unravelling the Fukushima Disaster*. London and New York: Routledge: 66-78.
- Hosokawa, Y., M. Hosoda, A. Nakata, M. Kon, M. Urushizaka and M. A. Yoshida, 2013. 'Thyroid Screening on Children after the Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant Accident. *Radiation Emergency Medicine* 2(1) 82-86.
- Kaneko, H., 2017. 'Radioactive contamination of forest commons: impairment of minor subsistence practices as an overlooked obstacle to recovery in the evacuated areas.' In *Unravelling the Fukushima Disaster*, edited by M. Yamakawa and D. Yamamoto, 136-153. New York, NY: Routledge.
- Kuroda, Y., Hajime Iwasa, A. Goto, K. Yoshida, K. Matsuda, Y. Iwamitsu and S. Yasumura, 2017. 'Occurrence of depressive tendency and associated social factors among elderly persons forced by the Great East Japan Earthquake and nuclear disaster to live as long-term evacuees: a prospective cohort study.' *BMJ Open* 2017; 7:e014339. doi:10.1136/
- Lerner, K., and E. Tanzman, 2014. 'Making Victims Whole: Compensation of Nuclear Incident Victims in Japan and the United States.' *Legislation and Public Policy* 17: 542-594.
- Mayer, B., K. Running and K. Bergstrand, 2015. 'Compensation and Community Corrosion: Perceived Inequalities, Social Comparisons, and Competition Following the Deepwater Horizon Oil Spill.' *Sociological Forum* 30(2): 369-390.
- Petryna, A., 2003. *Life Exposed: Biological Citizens after Chernobyl*. Princeton: Princeton University Press.
- Reiher, C., 2017. 'Food safety and consumer trust in post-Fukushima Japan.' *Japan Forum* 29(1): 53-76.
- Tsujiuchi, T., M. Yamaguchi, K. Masuda, M. Tsuchida, T. Inomata, H. Kumano, Y. Kikuchi, E. F. Augusterfer, Richard F. Mollica, 2016. 'High prevalence of post-traumatic stress symptoms in relation to social factors in affected population one year after the Fukushima nuclear disaster.' *PLoS One* 11(3) DOI:10.1371/journal.pone.015180
- WHO (World Health Organization). 2013. *Health risk assessment from the nuclear accident after the 2011 Great East Japan earthquake and tsunami, based on a preliminary dose estimation*.
- Yamakawa, M., and D. Yamamoto, 2017. *Unravelling the Fukushima Disaster*. London and New York: Routledge.
- Yotsumoto, Y., and S. Takekawa, 2016. 'The Social Structures of Victimization of Fukushima Residents Due to Radioactive Contamination from the 2011 Nuclear Disaster.' In P. P. Karan and U. Suganuma eds., *Japan After 3/11*. Lexington: University Press of Kentucky.



●報告（浪岡 新太郎）

本年度、浪岡は「福島の災害」に関して、それが隣接地域の選挙でどのように争点化したのかについて調査を行なった。調査は特に2016年新潟県知事選挙について行った。具体的には、マイナーな政治家であった米山隆一氏が社民、共産、さらには市民運動の統一候補として選抜されることができたのかを明らかにするために、諸政党、市民運動の候補者選びのプロセスの解明を目的として、12月2日、3日、4日の三日に行った。2日には市民運動で中心的役割を担った佐々木寛氏（新潟国際情報大学教授）と面談し、候補者選びの経緯について話を聞くと同時に、諸政党の選挙担当者の紹介をお願いした。3日には社民党の選挙担当者と社民党事務所で面談し、その後、市民運動の集会に出席させてもらうことができた。4日には共産党の選挙担当者と共産党事務所で面談した。この調査を通じて、他に、立憲民主党の担当者との面談が必要ことがわかった。ただし、判明した部分については、2020年3月6日にレンヌ第二大学社会科学部において、研究セミナー発表を行った（フランス語）。

●報告（マイケル・ワトソン）

本調査においては、2011年震災の際の福島原発事故に関する、能楽界のリアクションを様々な位相から、早くは同年5月3日に開催された「東北地方太平洋沖地震 復興支援能」というような具体的な例をとりあげ、検証してみる。その後も概ね「東日本大震災鎮魂復興」や「義援能」などの名目のもと、或いは独自に能の公演が幾つか開催されている。中には「勿来の関」という歴史的関所の仮設舞台においての演能もあった。これらの能における公演開催の形態、目的などはもちろんのこと、テキストの分析による考察を通して、自然災害における芸術の側からのサポートのひとつの側面をあきらかにしてみたい。